健康診断の結果をそのままにしていませんか?

会社が費用を負担した定期健康診断の結果が返ってきても、

事務棚の「ファイルに綴って終わり」となっていませんか?

法律上、定期健康診断の結果、異常の所見(有所見)があった労働者に対しては、会社の義務として医師の意見を聴く必要があります。

会社には「<u>労働者の健康状況を把握できる</u>」というメリットがあるため、 定期健康診断の結果をそのままにせずに、医師に意見を聴いてください。 そして、医師の意見を聴いた後は、事後措置を行ってください。



うちは50人未満だから産業医がいないよ。 医師って労働者の主治医? どこの医師に頼めばいいの?費用は?

労働者の主治医ではなく、地域産業保健センターの事業に ご協力いただいている「登録産業医」の医師となります。 無料ですので、長岡・柏崎地域産業保健センターに申し込ん でください。申込み方法は次のページを見てください。





| 異常の所見(有所見)の基準は?

通常は定期健康診断の結果がC、D1、D2、Eの人となります。 健康診断実施機関により考え方が違うことがありますので、正確 には健康診断実施機関に聞いていただければと思います。





いつまでに医師の意見を聴く必要があるの?

3か月以内に聞いていただく必要があります。





医師の意見を聴いた後はどうすればいいの?

医師の意見を聴いた後は、その意見を参考にして 労働者本人から意見を聴き、人事労務担当者などが協議し、 必要な措置を講じてください。

医師から作業管理・作業環境管理に関する意見があれば、 それも参考にして必要な措置を実施してください。





健康診断の事後措置 5つのステップ











労働者本人は主治医へ



健康診断の結果 異常の所見 (有所見)有り





会社は長岡・柏崎地域産業保健センターへ意見聴取の手続へ (健康診断受診後3か月以内)

1 「利用申込書」を記入後地域産業保健センターへFAX

FAX番号 0258-22-5635(長岡) 0257-23-7873(柏崎)





2 地域産業保健センターの担当者が日時の調整。その後、会社の担当者へ連絡







長岡・柏崎地域産業保健センターから 必要書類について説明されます。

地域産業保健センター担当者

3 会社の担当者の方は指定された日時に会場へ







指定された日時に担当者の方が 定期健康診断の個人票を持って会場へ

会社担当者

4 登録産業医の医師が意見を記入



登録産業医 (医師)

記入前の個人票

医師の診断	D 1	要治療
健康診断を実施した医師の氏名	厚生	太郎
医師の診断		
意見を述べた医師氏名		



記入後の個人票

医師の診断	D 1 要治療
健康診断を実施した医師の氏名	厚生 太郎
医師の診断	深夜業務制限
意見を述べた医師氏名	労働 次郎

5 医師の意見に基づき、労働者へ意見を聴き、措置内容を決定後、必要な措置を実施



深夜業務の制限で どうでしょうか



就業場所の変更 作業の転換 労働時間の短縮 深夜業の回数の減少 保険指導

措置の例

労働者

担当者

労務担当者 産業スタッフ等

2

定期健康診断実施後の措置について

事業者

(雇入れ時、定期、配 置換えの際等)健康 診断の実施 (安衛法第66条)

健康診断の結果の通知 (安衛法第66条の6)

医師、歯科医師(産業 医)等からの意見聴取 (安衛法第66条の4)

医師の診断	D 1 要治療
健康診断を実施した医師の 氏名	厚生 太郎
医師の意見	深夜業務制限
意見を述べた医師氏名	労働 次郎

労働者

労働者の実情を考慮した<mark>就業上の措置</mark>(安衛法第66条の5) 保健指導(安衛法第66条の7) 就業上の措置 安衛法第66条の5)

保健指導

(安衛法第66条の7)

作業環境測定の実施 施設または設備の設置または整備 労働者に対して

- ・就業場所の変更・作業の転換
- ・労働時間の短縮・保健指導など

3

保健指導等について(安衛法第66条の7)

脳・心臓疾患等の予防や悪化防止のためには、事業者は適 切な措置を講ずるだけではなく、労働者においても自主的 な健康管理を行うことが不可欠です。

労働者自身による自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法では健康診断の結果、所見を有するような労働者に対して、どのようにして健康管理を行うかについて、医師(産業医)・保健師等による以下のような保健指導を実施することを事業者の努力義務としています。(安衛法第66条の7第1項)

日常生活面での指導 健康管理による情報の指導 再検査、精密検査の受診の勧奨 医療機関で治療を受けることの勧奨

(労働者数50名未満の事業場)

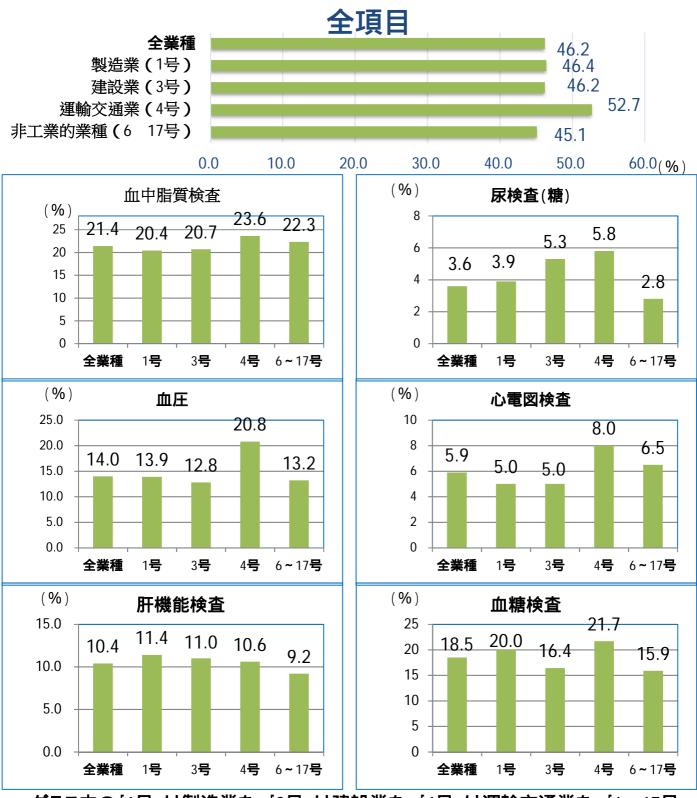
長岡・柏崎地域産業保健センターの登録産業医 による意見聴取または登録保健師による保健指導

労働者についても一般健康診断の通知や保健指導を利用して健康管理に努める必要があります。(安衛法第66条の7第2項)

☞「健康経営」

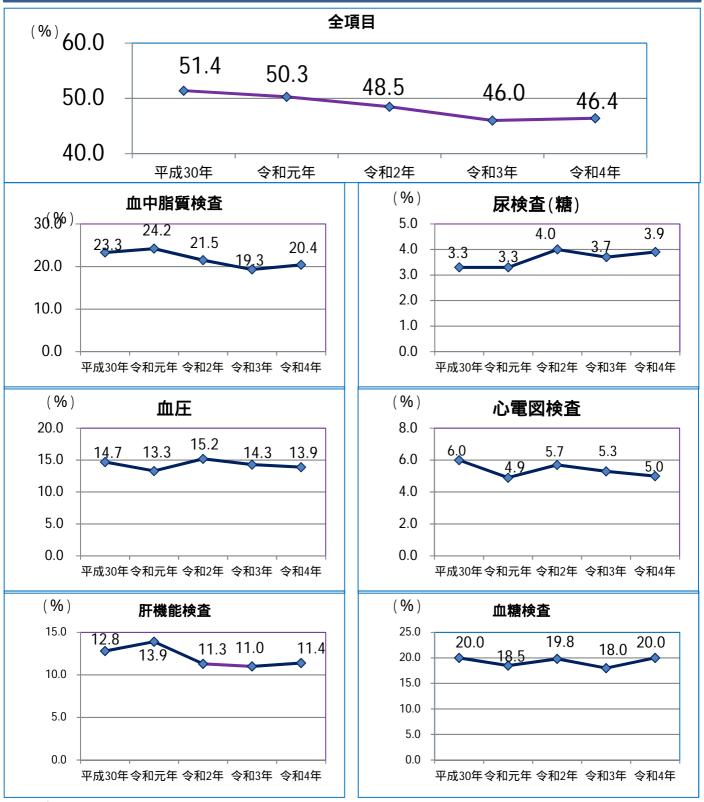
特定非営利活動法人健康経営研究会の定義によれば、「経営者が従業員とコミュニケーションを密に図り、従業員の健康に配慮した企業を戦略的に創造することによって、組織の健康と健全な経営を維持していくこと。」

業種別定期健康診断(有所見率)(令和4年)(速報値)



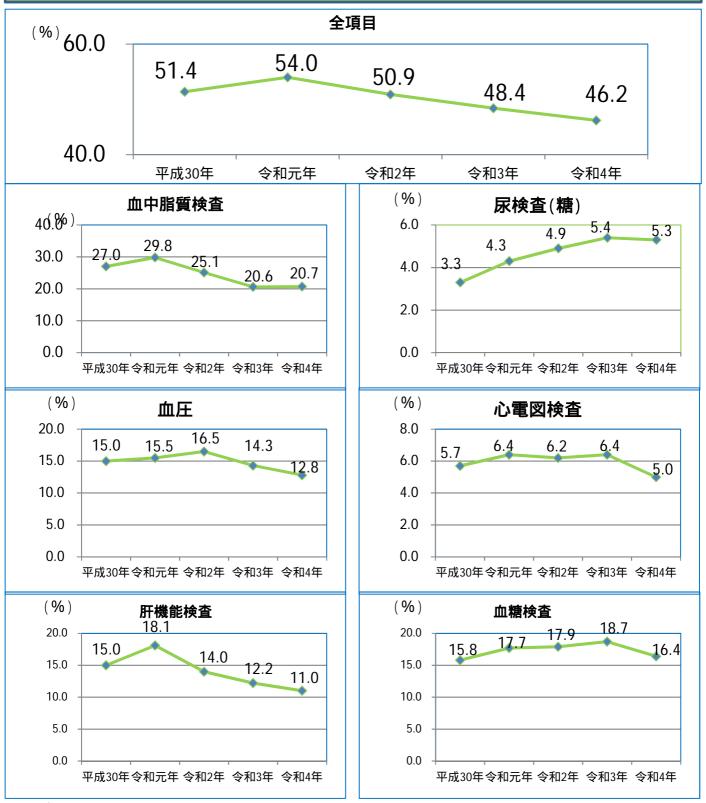
グラフ中の「1号」は製造業を、「3号」は建設業を、「4号」は運輸交通業を、「6~17号」 は商業・保健衛生業・接客娯楽業などの非工業的業種のそれぞれ長岡労働基準監督署 管内の事業場の数値を示します。(「定期健康診断結果報告」より)

過去5年間の定期健康診断有所見率(製造業)の推移について



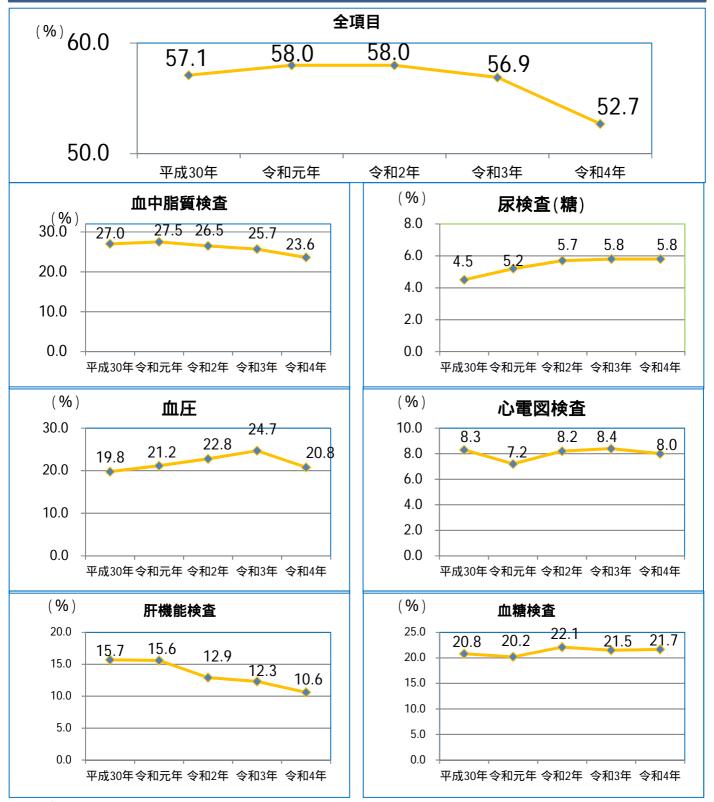
グラフ中の数値は長岡労働基準監督署管内の製造業の数値を示します。なお、令和4年の数値は速報値である。(定期健康診断結果報告より)

過去5年間の定期健康診断有所見率(建設業)の推移について



グラフ中の数値は長岡労働基準監督署管内の全業種の数値を示します。なお、令和4年の数値は速報値である。(定期健康診断結果報告より)

過去5年間の定期健康診断有所見率(運輸交通業)の推移について 長岡労働基準監督署



グラフ中の数値は長岡労働基準監督署管内の全業種の数値を示します。なお、令和4年の数値は速報値である。(定期健康診断結果報告より)